

令和8年度

勝央町生ごみ処理機導入補助金の手引き

勝央町では、町内の各家庭から排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図ることを目的として、生ごみ処理機を導入された方を対象に、導入費用の一部を補助しています。

手 引 き 目 次	
1 受付期間	1
2 対象機器	2
3 補助金額	2
4 対 象 者	2
5 添付書類	3
6 留意事項	3

1 受 付 期 間

2026年4月1日（水）～2027年3月31日（水）（土・日・祝日除く）

受付時間：8時30分から17時15分まで

※申請は、先着順で窓口にて受付け、受付期間内であっても予算額に達し次第、終了します。お早めに申請をお願いします。

申請場所：勝央町役場 健康福祉部（勝央町総合保健福祉センター内）

住 所：岡山県勝田郡勝央町平 242 番地 1

電話番号：0868-38-7102

2 対象機器（以下の全てに該当するもの）

- (1) 電気を動力とし、加温送風等を行うもので、生ごみを乾燥し、又は分解し堆肥化する生ごみ処理機。ただし、生ごみを粉砕して下水道に流すタイプのディスパー式及び焼却炉を除く
- (2) おおむね 5 年以上の耐久性がある未使用機器であり、かつ、衛生的な機器で、水分等が地中に浸透しないもの
- (3) 購入から 6 か月以内であるもの

補助対象機器の数は、使用する 1 住居につき 1 機を限度とします。ただし、本補助金の交付決定を受けた年度から起算して 5 年を経過した場合は、この限りではありません。

3 補助金額 ※補助金額の千円未満は切捨て。

上限3万円（補助対象経費に 2 分の 1 を乗じた額）

【注意事項】

注1) 補助対象経費は消費税及び地方消費税の額を除きます。

注2) 補助対象経費は保証料及び送料等は含みません。

4 対象者（以下の全てに該当する個人の方）

- 申請時に勝央町に住民票を有し、かつ、居住している世帯の世帯主の方
- 居住する住居又は敷地内において、交付年度から起算して過去 5 年以内に補助金を受けていない方
- 勝央町税、上下水道料に未納がない方
- 導入する補助対象機器の適切な使用及び管理ができる方
- 勝央町暴力団排除条例(平成 23 年勝央町条例第 8 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当しない方及び同条第 3 号に規定する暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者ではない方

5 添付書類

※次の書類の他、要件確認のため追加で書類の提出を求める場合があります。

- 1 勝央町生ごみ処理機導入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 2 補助対象機器の購入金額が確認できる書類
- 3 町税の滞納がないことを証する書類（購入日以後に発行したもの）
- 4 上下水道料の滞納がないことを証する書類（購入日以後に発行したもの）
- 5 申請者の住民票の写し（購入日以後に発行したもの）
- 6 通帳の写し（振込口座が確認できるもの）
- 7 保証書等の写し
- 8 補助対象機器のカラー写真
- 9 補助対象機器の仕様書の写し
- 10 その他町長が必要と認める書類

6 留意事項

書類の記載事項や添付書類等に漏れがないかご確認ください。書類の不備等があると、受付はできませんので、ご留意ください。また、受付後であっても書類の補正をお願いすることがあります。